

もりか運送株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年6月1日 ～ 令和4年5月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和2年6月以降の所定外労働を削減するため、ノー残業デーの普及、実施、継続する。

<対策>

- 令和元年6月 ～ 令和2年6月 所定外労働の現状を把握、人員確保
- 令和2年6月 ～ 社内会議での検討開始
- 令和2年6月 ～ ノー残業デーの実施
管理職に対する教育（年1回）及び社内会議による社員へ周知

目標2：令和2年4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和元年6月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和元年6月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和元年6月 ～ 計画的な取得に向けた管理職に対する教育
- 令和元年6月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始